

飯山市と信州大学との連携に関する協定書

飯山市と信州大学は、相互発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、文化、教育、学術の分野等で連携協力するため次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、飯山市と信州大学が包括的な連携のもと、文化、教育、学術の分野等で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、以下の事項について連携協力する。

- 一 地域文化の振興に関すること。
- 二 地域産業の振興に関すること。
- 三 地域医療の振興に関すること。
- 四 人材の育成に関すること。
- 五 生涯学習に関すること。
- 六 まちづくりに関すること。
- 七 学術研究に関すること。
- 八 インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 九 施設の利用に関すること。
- 十 その他、両者が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置する。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、両者の代表が署名した日から発効し、3年間とする。ただし、飯山市又は信州大学から異議申し立てがない場合は、3年ごとに自動更新する。

(細目)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自が1通を保管する。

平成16年8月20日

飯山市長

木内正勝 

信州大学長

小宮山 